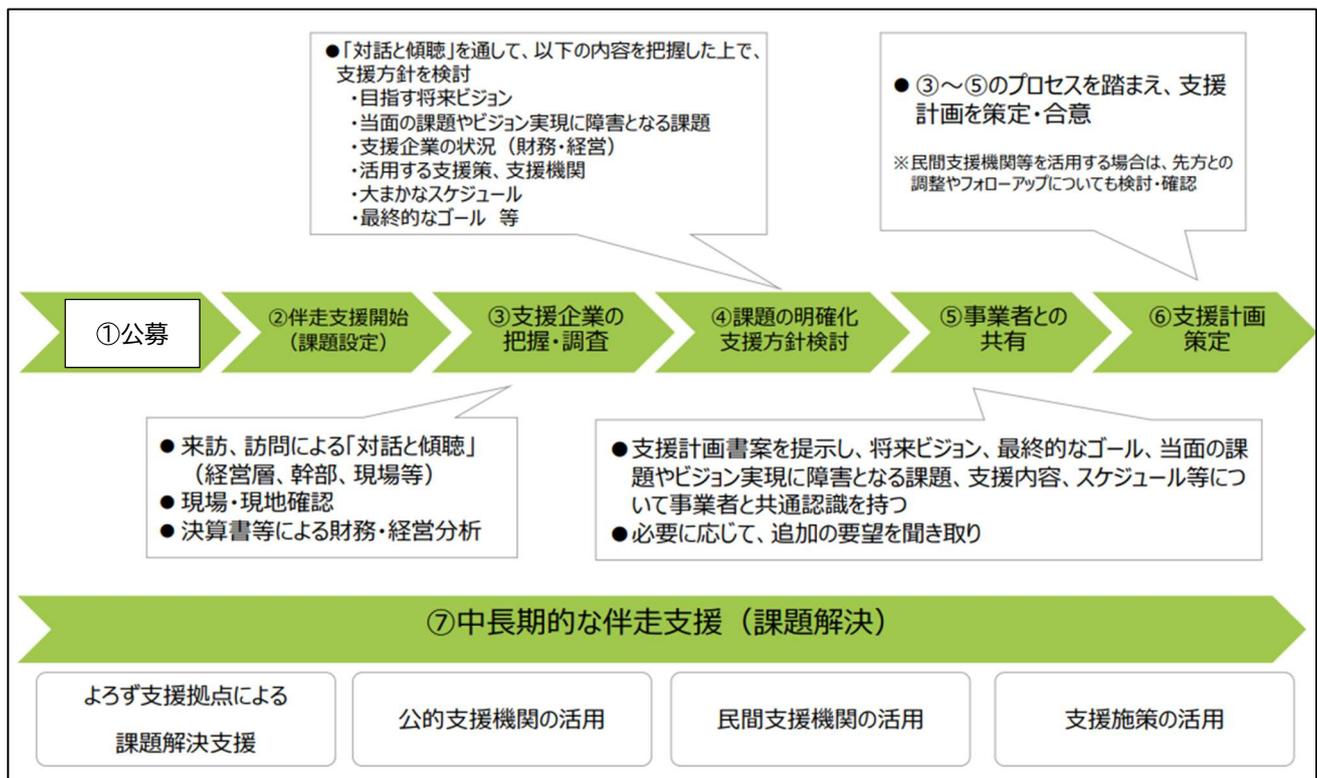


令和4年度 秋田県よろず支援拠点 成長志向企業伴走支援事業 募集要項

1, 事業主旨

中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営の方向性を見極めることが徐々に難しくなっています。こうした不確実性の高い時代において、生産性向上、事業継続、販路拡大等を実現していくためには、経営力を高めることが必要です。本事業においては、この経営力向上のため、課題設定から課題解決の取組までの伴走支援を行います。伴走支援に当たっては、本事業終了後も継続して事業者が成長できるよう、組織全体の経営力の底上げにつながる課題解決の取組を目指します。

2, 伴走支援の内容（取組例）



3, 支援対象者

本事業の対象者は、次の要件(1)～(3)を全て満たすことが必要です。

(1)秋田県内に本社のある中小企業・小規模事業者であること

(2)秋田県よろず支援拠点の専門家チームとともに経営力の向上に取り組む意欲のある事業者であること

(3)支援実施期間中に、月1～2回程度の支援を受け入れることができること

4, 費用負担

本事業の実施のために要する伴走支援チームの専門家等に関する経費(謝金・旅費)については、事業者の負担はありません。ただし、課題解決の取組に必要なその他の経費については事業者の負担となります。(課題解決において民間支援期間を活用する場合など)

5, 応募提出書類

次の書類を郵送またはご持参ください。

- (1)応募申請シート
- (2)直近3期分決算書
- (3)会社案内(パンフレット等)
- (4)その他貴社で作成している事業計画書等(任意)

6, 提出先・問合せ先

〒010-8572

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター内

秋田県よろず支援拠点「伴走支援公募」担当(松浦・渡邊)

電話 018-860-5610 Email akita.yorozu@bic-akita.or.jp

7, 公募期間

令和4年6月24日から10月30日または支援事業者数が上限に達した日のいずれか早い日まで

8, 採択事業者数

2社程度

9, 支援事業者決定

(1)書面審査

応募のあった事業者について、書面審査を実施します。その後、面接の実施の有無を御連絡します。

(2)面接実施

書面審査で選考された事業者との面接(ヒアリング)を実施し、支援先事業者を決定します。面接の場所・方法等は別途伝達します。

(3)審査結果

審査終了後、書面で結果通知します。なお、審査結果に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

10, 選定基準

- ・中小企業基本法の「中小企業」に該当する県内法人
- ・経営者層の企業変革に対する意欲が高い
- ・独自の強み(潜在能力を含む)を有する
- ・事業の実現可能性が見込まれる組織体制である
- ・コンプライアンスを実践している
- ・秋田県よろず支援拠点と信頼関係を構築し、継続的に事業を推進する意思があること

ほか以下のいずれか1つ以上を満たす事業者であること

(1)年商1億円以上

(2)成長ポテンシャルがある

(3)地域産業牽引性がある

(4)脱下請けモデルとなる

(5)一次産品等、地域産業を生かせる

(6)次世代を担う後継者がいる

11, 支援期間

採択日～令和5年3月31日まで

※期間中、月に1～2回程度の支援を実施する予定です。

※支援期間は目安であり、課題の内容等によっては異なる可能性があります。ほか、自社独自の課題解決を希望される場合や、取組課題の合意に至らない場合など、途中で支援を終了する可能性があります。

※策定される支援計画書において、令和5年4月1日以降も支援期間と設定されている場合は、令和5年3月に継続支援の可否について判断します。

12. その他

(1) 事業者の義務

支援先事業者は、当事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、伴走支援チームからの依頼に対して、協力精神をもって実施すること。(事業に関する書類の作成・提出などを含む。)

(2) 支援成果の公表

本事業を通じて行った支援の内容について、他の事業者や支援機関等に対する伴走支援の意義の普及啓発のため、成果報告会等を通じて広く公表させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。